

枚方市立東香里小学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 7 月

(令和 7 年 4 月改定)

枚方市立東香里小学校

目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめの防止等のための基本的な考え方
4. 学校の基本的な考え

第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1. いじめ防止等のための組織
2. 年間計画

第3章 いじめの防止等に関する措置

1. いじめの未然防止
2. いじめの早期発見
3. いじめに対する措置
4. いじめ解消の定義

第4章 重大事態への対処

1. 重大事態とは
2. 重大事態の調査と報告

第5章 その他の留意事項

資料編

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. 基本理念

いじめや体罰は重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の目的（いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある等）により、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、学校は国及び府、本市の方針を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、連携して、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもたちが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

それぞれの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【平成18年度 文部科学省 「児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に対する調査」より】

3. いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人のかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現している。それには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件であり、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失ってしまい、いじめを発生させる要因となり、子どもが健やかに成長することへの弊害になりかねない。そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示す。

- (1) 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければならない。
- (2) 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければならない。
また、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければなりません（発達支持的生徒指導）。その指導においては、日ごろから子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通した個と集団への働きかけが重要である。
- (3) 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければならない。
- (4) 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければならない。そして、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければならない。
- (5) いじめのない社会を実現するために、学校は主体的かつ連携して取組を進めなければならない。

以上のような取り組みに加え、学校は教員だけではなくスクールカウンセラー等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての子どもたちの発達を支える働きかけを行う。

※共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

※市民性教育とは、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、様々な取組を通じて市民性を養う観点から行う教育をいう。

4. 学校の基本的な考え

1. いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
2. いじめを受けている児童をしっかり守る。
3. いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨んでいく。
4. 本校からのいじめの一掃をめざす。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えている。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てていく。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応する。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行っていく。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応していく。

第2章 いじめ防止等のための対策に関する事項

1. いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。月一回の定例会を開き、いじめ事案発生時は緊急（緊急時は、いじめ防止対策委員会のうち管理職・学年主任・担任・生徒指導主担者を含むタスクチームとする）に開催する。

（1）構成員

- ・校長・教頭・首席・指導教諭・教務主任・各学年主任・生徒指導主担者
- ・いじめ防止対策委員会担当・養護教諭・担任・（組織図参照）
- ・心の教室相談員・スクールカウンセラー

（2）活 動

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し（毎年課題を整理し見直しを行う）
- ・「いじめ」についての共通理解と指導体制の確立・強化
- ・「いじめ」の事例について報告、分析、対策の決定
- ・「学校生活に関するアンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理
- ・生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討と決定
- ・要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針決定
- ・軽いケースであってもパソコンに入力して共有する。

2. 年間計画

4月	いじめ防止対策委員会発足・各学年年間計画の策定・家庭訪問
5月	校内人権教育全体会
6月	人権教育校内研修会
7月	個人懇談・学校生活アンケート
8月	いじめ対策校内研修会
9月	校内人権教育全体会
11月	人権教育校内研修会
12月	個人懇談・学校生活アンケート
2月	学校生活アンケート

※PDCA サイクルにより毎年見直しを行う

第3章 いじめの防止等に関する措置

1. いじめの未然防止

(1) 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- ・各種行事（児童集会・なかよし行事等）をとおした異学年交流を実施する。
- ・年間指導計画に基づいた人権教育に係る話し合い活動等を実施する。

(2) 教職員が主体となった活動

(ア) 授業改善

- ・児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを進める。
- ・一人一人の実態に応じた分かる授業を展開する。
- ・各学級の状況を常に把握する。
- ・校内の授業研究会を実施する。

(イ) 情報収集

- ・日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努める。
- ・学校生活アンケート実施後に教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談活動を行う。

(ウ) 人権教育の推進

- ・教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指し取り組んでいく。

(エ) 地域・保護者との連携

- ・家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
- ・PTA総会で学校運営方針等を説明する。
- ・学校だよりを活用し、いじめ防止に係る啓発に取り組んでいく。
- ・参観日や学級懇談等で連携を深める。

2. いじめの早期発見

(1) 情報の共有

- ・いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
- ・いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケートを実施する。

(2) 情報収集

- ・アンケート実施後に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・保護者との個人面談で、児童の状況を適切に聞き取る。

(3) 組織的な対応

- ・いじめ防止対策委員会で、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等が把握しているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間で共有する。
- ・職員会議で、情報を共有する。
- ・進級時には、情報を確実に引き継ぐ。
- ・過去のいじめ事例を蓄積していく。

3 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- ・いじめを受けた児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- ・いじめの事実を把握した時は、すぐに管理職に報告する。

(2) 情報の共有

- ・いじめ防止対策委員会を開催し、情報を共有する。

(3) 事実関係についての調査

- ・速やかに関係職員と管理職とで協議し、調査の方針について決定する。
- ・調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
- ・児童からの聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する職員を複数選任する。
- ・必要な場合には、全児童への調査を行う。

(この場合、調査結果は、いじめられた児童又はその保護者に提供される場合があることを予め念頭に置く。そのため、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する)

(4) 解決に向けた指導及び支援

- ・専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
- ・解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と適時・適切な情報の共有を図る。
- ・指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校委員会で協議し、校長が決定する。
- ・事実関係が把握された時点で、いじめ不登校委員会で協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。
- ・すべての指導及び支援について、組織的に対応する。

(5) 関係機関への報告

- ・校長は、市教育委員会へ報告を行う。
- ・生命や心身又は財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携する。

(6) 継続指導・経過観察

- ・全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

4. 早期対応の詳細

(1) いじめを受けた児童の思いを受け止める・・・安心感を与え信頼感につなげる

- ・単なる生徒指導上の問題として安易な受け止めはしない。
- ・児童の不安やつらさをしっかり受け止める。
- ・「いじめられる方にも原因がある」という概念はいっさい排除し、いじめは重大な問題であり、「絶対に児童を守る」という毅然とした態度で解決に臨む。

(2) 報告・連絡・・・一人で迷わず、まず伝える

- ・少しでもおかしいと判断したらすぐに報告する。報告は会議等を待たない。
- ・担任が一人で抱える問題ではなく、学年・学校の課題としてとらえる。

(3) 指導方針決定・・・いじめ対策委員会が主となる

- ・聞き取りの段取り、いじめられた児童の保護、家庭連絡の時期などを決定していく。
- ・必要に応じ関係機関との連携を判断する。

(4) 事実確認・・・聞き取りと指導を混同しない

- ・初期対応はまず迅速な事実確認と情報収集が必須、指導はあとになってよい。
- ・聞き取りは記録をとり、時系列にまとめるなど誰が見てもわかるようにする。
- ・頻度、程度、関わっている児童の人数、暴力行為の有無、金銭・物品の絡み等を聞き取る。
- ・緊急性を判断し、児童からの聞き取りをすぐに行うかどうか決定する。

(5) 児童への対応

(ア) いじめを受けた児童への対応

- ・心情をしっかり受け止め、「訴えることでさらにいじめられるのではないか」といった不安を取り除くことに留意する。
- ・「絶対にあなたを守る」といった姿勢を示す。
- ・聴取に当たっては先を急がず、うまく説明できないことにも時間をかけじっくり聞き出す。
- ・聞き取りは必ずしも担任である必要はない。

(イ) いじめた児童への対応

- ・先入観や決めつけで聴取せず、まずしっかりと説明を聞く。
- ・いじめた児童が複数の場合は、個別に聞き取る等の対応が必要な場合がある。
「ちょっとたたいただけ」や「冗談で言った」などの過少表現に対しては「たたいたんだね」「言ったんだね」と行為の事実確認をする。

(6) 保護者への連絡

- ・保護者の不安に寄り添い、子どもを守る姿勢をはっきり示す。
- ・担任だけが動いているのではなく、学校の問題として対応していることを説明する。
- ・直接保護者に会い説明することを基本とする。(担任だけでなく複数で臨む)
- ・事実経過を報告するだけでなく、保護者の話もしっかり受け止めて聞き信頼関係づくりに努める。
- ・今後の指導方針を説明する。また、これからも随時連絡を取ることを伝える。

5. 指導・支援の留意点

(1) いじめを受けた児童とその保護者への支援

(ア) いじめを受けた児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

(イ) いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるように対応していく。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめた児童への指導又はその保護者への支援

(ア) いじめた児童への指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

(イ) いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

(ウ) 保護者同士が対立する場合などへの支援

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。
- ・学校は常に中立、公平に対応する。

第4章 重大事態への対処

1. 重大事態とは

一、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条による定義)

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（枚方市学校いじめ重大事態調査委員会）に協力する。

(1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など
- (2) 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

2. 重大事態の調査と報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告。教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告する。

(1) 調査の主体

(ア) 学校が主体となる場合

- ・教育委員会から派遣された指導主事が学校に対して必要な指導や人的措置等の適切な支援をもとにいじめ防止対策委員会に加え、心理、福祉など第三者の専門家の参加を図り、調査・に公平性・客観性を確保するよう努める。(いじめ防止対策推進法第22条に定められる)

(イ) 教育委員会が主体となる場合

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査する。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査を行うための組織

教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査をおこなうために、速やかにそのもとに組織を設ける。

(ア) 学校が主体となる場合

- ・学校が組織した「いじめ防止対策委員会」が調査を行う。

(イ) 教育委員会が主体となる場合

- ・教育委員会の附属機関である「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を招集し、調査を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子ども達の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やそのほかの争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同様の事態の発生の防止を図るものである。

(ア) いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもから十分に聴き取ると

ともに、在籍する子ども達や教職員に対する質問紙調査（学校生活アンケート）や聴き取り調査等が考えられる。この際、いじめを受けた子どもや情報を提供してくれた子ども達の安全を確保することを最優先とした調査実施が必要である。次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った子どもへの指導を行い、いじめ行為をやめさせる。また、いじめを受けた子どもに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」を参考にしつつ、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたる必要がある。

（イ） いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合

- ・いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受け止め、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍する子ども達や教職員に対する質問紙調査（学校生活アンケート）や聴き取り調査等が考えられる。

（４） 調査結果の提供及び報告

（ア） いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供

- ・学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもや保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子ども達のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

（イ） 調査結果の報告

- ・調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。

（５） 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（ア） 再調査

- ・重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができる。再調査についても、いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。また、市長はその結果を議会に報告する。

（イ） 再調査を行う機関の設置

- ・再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図る。構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者として、市長が委嘱する。

（ウ） 再調査の結果をふまえた措置

- ・教育委員会は、再調査の結果をふまえ、必要な措置を講じる。

第5章 その他の留意事項

1. 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組んでいく。

2. 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。
また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、心の教室相談員やスクールカウンセラーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究に計画的に取り組んでいく。

3. 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図っていく。

4. 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、市教育委員会が作成している「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」等の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

5. 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校運営協議会、地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を整備していく。

6. 関係機関との連携について

いじめは学校だけでは解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、各専門機関と連携し課題解決に取り組んでいく。

（1）市教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

（2）警察との連携

- ・生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

（3）福祉関係との連携

- ・枚方市家庭児童相談所等との連携
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握

（4）医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

資料編

Ⅰ 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

(1) 登校時・朝の会等

- ☐ 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- ☐ 表情が暗く、どこことなく元気がない。
- ☐ 自分からあいさつせず、友だちからのあいさつや声かけもない。
- ☐ 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 教員と視線を合わせようとしない。(教員の目を避けている。)
- ☐ 教員の問いかけに答えようとしない。(何かごまかそうとしている。)

(2) 授業時間

- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- ☐ 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- ☐ よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- ☐ 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- ☐ 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回させない。
- ☐ 一人で活動することが多い。
- ☐ グループ活動等で、机と机が離れている。
- ☐ いつも準備や後かたづけをさせられている。
- ☐ 配付したプリントが特定の子に渡らない。
- ☐ 忘れ物が多くなる。

(3) 昼食時

- ☐ 給食のおかずやデザートを他人に与えている。
- ☐ 敬遠しがちなメニューを特定の子に山盛りに盛りつけている。
- ☐ 給食当番の場合、特定の子がさわった食器をさわりたがらない。
- ☐ グループで食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

(4) 休み時間

- ☐ トイレ等に閉じこもりがちである。
- ☐ 階段の上がり下がりを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- ☐ 体育館の裏やトイレ、物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- ☐ プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- ☐ 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情がさえず、おどおどしている。
- ☐ 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室等にすることが多く、一人になりたがらない。
- ☐ 遊びの中で、いつもオニ役等、嫌な役をやらされている。
- ☐ 休み時間前にはなかった衣服の汚れや破れ等がみられる。

(5) その他

- ☐ 特定の子が、いつも帰りの会で追及される。
- ☐ 学級内で問題が生じると、いつも特定の子どもの名前がすぐあがる。
- ☐ 班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人でいる。
- ☐ 特定の子の机や椅子が取り残されたり、誰も移動させなかったりする。
- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- ☐ 特定の子の席に座ろうとしない。
- ☐ ひどいあだ名で呼ばれている。
- ☐ 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散乱している。
- ☐ 納入金等を急に滞納しはじめた。
- ☐ 学級写真等の顔にいたずらをされている。
- ☐ 下校の通学路で、いつも友だちの荷物等を持たされている。
- ☐ 涙を流した気配が感じられる

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。

以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

【朝（夜）】

- 1 ☐ なかなか起きてこない。
- 2 ☐ なかなかトイレから出てこない。
- 3 ☐ 朝になると、「おなかが痛い」など不調を訴える。
- 4 ☐ 学校を休みたがるようになり、遅刻や欠席が増える。
- 5 ☐ 夜、なかなか眠れなくて、睡眠不足のようだ。
- 6 ☐ 特に、学校関係の用事が無いのに、朝早くや夜遅くに家を出る。

【身 体】

- 7 ☐ 顔や手足に、傷やあざができています。

【持ち物】

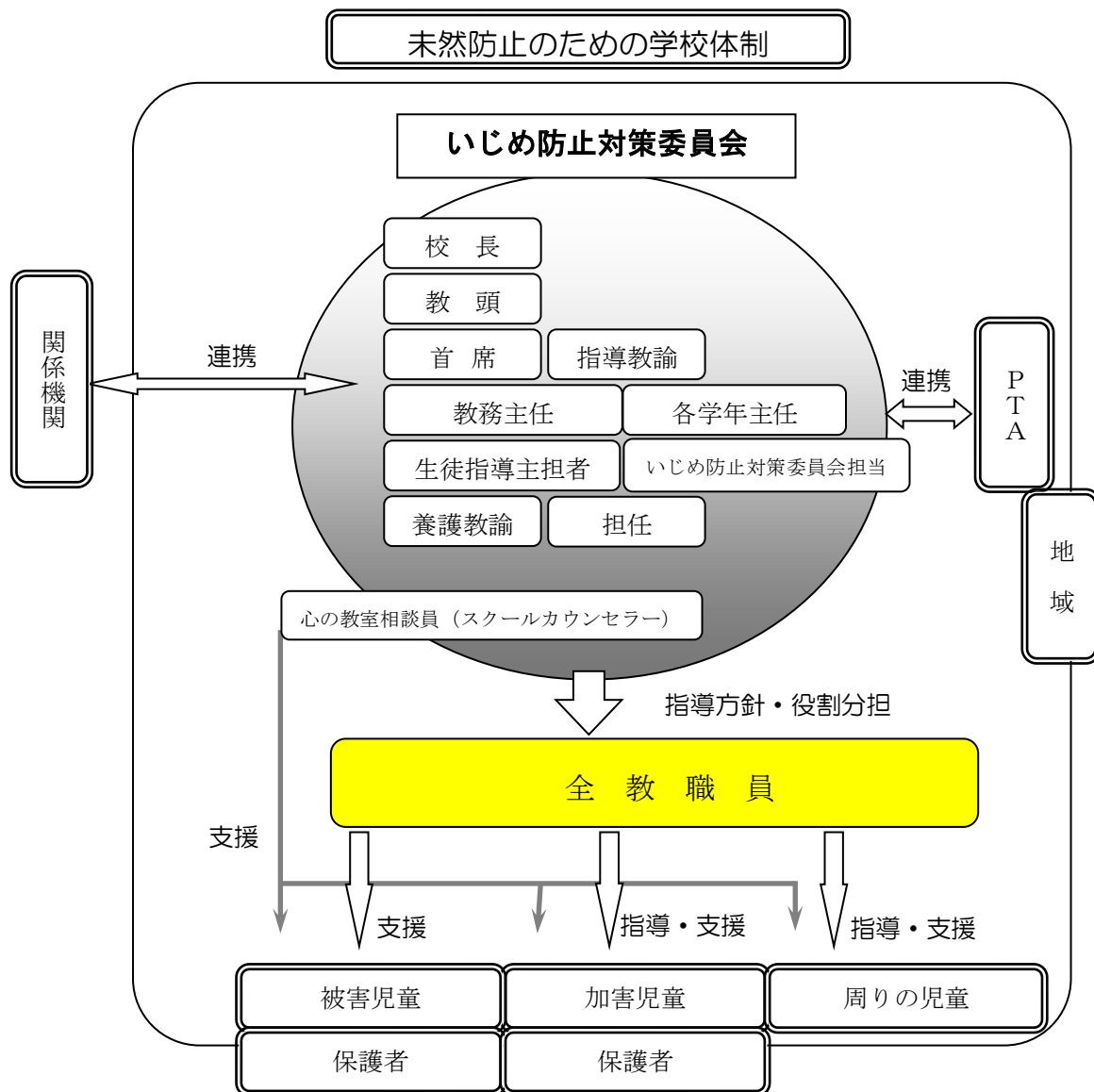
- 8 ☐ 筆箱などの学用品が壊されたり、教科書・ノートが破れたりしている。また、無くなったりしている。
- 9 ☐ 学校に着て行った服や制服に、汚れや破れができています。
- 10 ☐ 家のお金やものが無くなっている。
- 11 ☐ 子どものお小遣いの残額が急激に減っている。

【言 動】

- 12 ☐ 「学校をやめたい」「転校したい」などの言葉を口にする。
- 13 ☐ 勉強しない時間が増え、成績が下がる。
- 14 ☐ 突然、友だちに呼び出されたりする。
- 15 ☐ 無言電話や発信者不明のメールが届く。
- 16 ☐ 電話の着信音に、過剰に反応する。

- 17 ☐ 家族の前では、かかってきた電話に出ようとしない。隠れて、電話をかけるようになる。
- 18 ☐ いじめられている友だちのことをよく話題にする。
- 19 ☐ 家族との会話を避け、部屋に閉じこもることが増える。
- 20 ☐ 口数が減って、学校や友だちの話をしなくなる。
- 21 ☐ おどおどして、表情が暗い。
- 22 ☐ 急に、今までよく付き合っていた友だちが変わる。

3 いじめ防止対策委員会組織図



4 相談窓口一覧

相談窓口	電話番号	相談時間等
東香里小学校	050-7102-9168	
枚方市子どもの笑顔を守るコール (いじめ専用ホットライン)	072-809-7867	月～金の9時～17時 祝日・年末年始を除く
まるっとこどもセンター (こども家庭センター) 18歳未満の子どもに関する子育て、 親子関係友人関係の事等の相談	050-7102-3220	月～金の9時～17時30分 祝日・年末年始を除く
大阪府中央子ども家庭センター 子どもや家庭についての相談	072-828-0161	月～金の9時～17時45分 祝日・年末年始を除く
大阪府すこやか教育相談24	0120-0-78310	年中無休24時間対応